

令和元年10月から 幼児教育の無償化が始まります

3歳～5歳まで全ての世帯の子ども及び
0～2歳までの市町村民税非課税世帯の子ども
の保育料(利用者負担額)が全額無償

○3歳から5歳児(小学校就学時前)までの子どもを対象として、滝沢市で定める保育料(利用者負担額)が全額無償となります。

○0歳から2歳児までの非課税世帯の子どもを対象として、滝沢市で定める保育料(利用者負担額)が全額無償となります。

・子どもが2人以上同時に保育施設等を利用する場合の利用者負担額の多子減免については、無償化実施後も満3歳未満の保育認定子どもに引き続き適用されます。(小学校3年生修了前までの範囲で多子を算定し、第2子は半額、第3子以降は無償となります)

○保育料(利用者負担額)とは別に、保護者の同意を得たうえで徴収している費用(給食費、行事費)や延長保育料などはこれまでどおり、保護者負担となります。(無償化対象外)

無償化の対象になるための手続き

無償化のための新たな手続きは必要ありません。

一時預かり事業を利用する場合は手続きが必要になる場合があります

○保育園に入所しておらず一時預かり事業を利用している方で、保育を希望し「保育の必要性の認定」を受けていない方は、手続きが必要になります。